

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		令和4年7月27日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 大阪府門真市大字門真1006番地		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） パナソニック インダストリー株式会社 代表取締役 社長執行役員 坂本 真治			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	777 台	10 台	12 台	786 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	567 台	0 台	9 台	558 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	0	キログラム	73.5	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	179.9	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	フロン使用機器のリストを作成し、設備に管理No. を貼り付けて使用部署、設備名等がわかるように各部門で管理している			
	廃棄時	各部門から指定廃棄業者へ依頼して廃棄後、フロン使用機器のリストから削除する			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	1回/3か月の簡易点検及び圧縮機の定格出力により1回/年または、1回/3年の定期点検を実施している			
	廃棄時	フロン使用機器を廃棄する際は、フロン類の引き渡しを設備業者に委託し、「第一種フロン類充填回収業者」へ引き渡している			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	更新時に環境配慮型の機器を導入				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。